

報 告 第 2 0 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年6月13日提出

新居浜市長 石川 勝 行

訴訟上の和解について

写

処 分 書

専 決 第 1 3 号

訴訟上の和解について

未払学校給食費請求事件について、次のとおり和解する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成28年5月26日

新居浜市長 石川 勝 行

- 1 事 件 名 未払学校給食費請求事件（新居浜簡易裁判所平成28年（ハ）
第52号、同第70号）
- 2 当 事 者
 - （1）原 告 新居浜市（代表者 新居浜市長 石川 勝 行）
 - （2）被 告 甲 （省 略）
乙 （省 略）
- 3 和 解 条 項
 - （1）被告らは、原告に対し、本件学校給食費債務として次の金員の合計12万5,678
円の連帯支払義務があることを認める。
 - ア 給食費残代金 12万917円（平成26年9月分から平成28年2
月分まで）
 - イ 遅延損害金 693円
 - ウ 督促申立手続費用 4,068円

(2) 被告らは、原告に対し、連帯して、前号の金員を次のとおり分割して、原告代理人事務所（愛媛県新居浜市一宮町一丁目6番30号プラムビル3階高橋総合法律事務所）に持参又は指定する口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は、被告らの負担とする。

ア 平成28年6月から同年9月まで毎月末日限り1万5,000円ずつ

イ 平成28年10月末日限り 5万円

ウ 平成28年11月末日限り 1万5,678円

(3) 被告らが、前号の分割金の支払を2回以上怠り、かつ、その額が3万円に達したときは、当然に期限の利益を失い、被告らは連帯して、原告に対し、第1号の金員から既払額を控除した残金及び同号アの給食費残代金の残額に対する期限の利益を失った日の翌日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。

(4) 原告は、その余の請求を放棄する。

(5) 原告は、被告（甲）に対し、新居浜簡易裁判所平成28年（ロ）第55号事件の仮執行宣言付支払督促正本に基づく強制執行はしない。

(6) 原告と被告らは、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。